

佐久

2006 3 | 1

No.23

広報

SAKU Public Information

佐久市ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp>

Photo 家内安全や商売繁盛を願って
7万人の参拜客で賑わった鼻顔稲荷神社の「初午祭」。
夕方からの「奉焼祭」では、ダルマなどを燃やして供養をしました。



Contents

- 「行政改革に関する市民アンケート」で寄せられたご意見に、市はこう考えています 2・3
- 今月のトピックス 6・7
- 平成17年度第20回佐久平の美術展入賞・入選作品決まるほか 8・9
- シリーズ 障害者自立支援法 10～13
- 情報インフォメーション 17～19



今月のトピックス



P6・7

第20回佐久平の美術展

P8・9

「行政改革に関する市民アンケート」で寄せられたご意見に、

市はこう考えています

佐久市は、「佐久市行政改革大綱」に市民の皆さんの声を反映するため、「行政改革に関する市民アンケート」を実施しました。
アンケート結果については、広報11月15日号やホームページに掲載したところです。
このアンケートにおいて、市民の皆さんに自由なご意見を求めたところ、さまざまなお意見が寄せられました。
その中から、いくつかのご意見とそれに対する市の考え方を抜粋してお知らせします。

意見

「市の職員の電話対応、窓口での対応が悪い。職員としての姿勢、接遇の改善が必要」、「パブリックサービスとしての意識改革と市民サービス向上が望まれる」等のご意見が寄せられました。

【考え方】

これまでも定期的に窓口アンケートを実施し、市民の皆さんからご意見をいただく中で、あいさつ運動を実施するなど、改めるべき点は改めるよう努めてきましたが、今回のアンケートで接遇等に関してご指摘をいただいたことは、まだ改善が十分でなかったと謙虚に反省しています。

意見

最終的には、全体の奉仕者としての職員の意識の持ち方が重要であることから、職場内の会議などでも繰り返し指導するとともに、昨年の12月にも実施しましたが、接遇等の研修を今後とも継続的に開催し、職員の意識改革を図っていきたく考えています。

また、多様な市民の皆さんのニーズに応えられるよう、専門研修にも力を入れ、職員の資質の向上を図っていきたくと思います。

「民間の力を活用し、協働を実現すること」、「市のあるべき方向を市民参加で決定すべき」、「途中経過を市民に公表すること」等、市民の市政参加に関するご意見が寄せられました。

した。

【考え方】

策定した佐久市行政改革大綱において、市民の市政参加、市民と行政の協働は、行政改革の目標である「10万人の願いをかなえるために」を実現する最も重要な手段の一つとして位置付けられています。

また、大綱では、具体的な取組項目において、情報提供・公開の推進や、市民参画の拡充、広聴活動の充実など、市民との協働を追求する行政の確立を強く謳っています。

今後、この取組項目を実践することで、市民の皆さんの声を聴き、パートナーとしてともに市政を担う体制の構築に努めていきます。



「行政改革に関する市民アンケート」で寄せられたご意見に、

市はこう考えています

意見

「市政の推進にあたり、市民の意見をよく聴き、市民が市政に提言できるような仕組みを構築するともに、提言・要望については、「できる」「できない」を明確に回答して欲しい。また、実施しようとする事業等の情報について、事前に広報等を使って市民に公開してほしい」というご意見が寄せられました。

【考え方】

佐久市では、市民の皆さんのご要望等を市政に反映させるため、各地域の代表である区長を通して、道路改良、生活環境整備、福祉、防犯・防災等、さまざまなご要望をお受けし、毎年、優先度の高いものから順次実施してきています。地域の改善要望等については、お住まいの行政区の区長に相談いただき、市へ要望をあげていただきたいと思います。また、個人からのご意見・ご要望も直接お受けしています。手紙、電話、インターネットメール等で市民の皆さんからいただいたご意見・ご要望等については、その都度、庁内で検討して、回答しています。

なお、回答にあたっては、実施の可否についても含んで行っています。また、今回のご意見にもありましたので、さらに徹底していきます。さらに、新しく、「パブリックコメ

ント制度」を導入し、新規事業等について、市が意思決定する前に、計画案や概要等を市民の皆さんに公表し、それに対するご意見を求める予定です。

また、市が事業を実施する過程や、さまざまな審議会等における審議状況を公開するなど、積極的な情報提供を一層充実させていきたいと考えています。

今後、市民の皆さんの声を「市の政策形成の基礎」と位置付け、広報広聴活動を推進していきますので、市民の皆さんも、市政に対して気付いた点やご提言等があれば、手紙、電話、インターネットメール等、何でも結構です。ご連絡ください。

意見

「行政サービスの多様化により、市での対応に限界が近づいている。民間の力を利用した協働を進めていくことが必要。ボランティア（無報酬）活動については、社会貢献をしたいと思っている人も多いはずなので、小さな社会貢献を市の大きな財産に築き上げてくれる力に期待する」というご意見が寄せられました。

【考え方】

これからのまちづくりには、「ボランティア団体等の地域団体と行政との協働」が大変重要なテーマになることから、ご意見をいただいた市民

の皆さんのボランティア精神を汲み上げることを含め、市民の皆さんと行政とが協力し、ともにまちづくりを行う体制の構築をさらに推進していきます。

その一つとして、現在佐久市社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点としてボランティア団体の育成や各種活動を展開していることから、今後も大勢の市民の皆さんに参加していただき、社会福祉協議会と市が連携を密に取り、これらの力をまちづくりに十分に活かすことにより、一層の地域福祉の推進を図っていきます。

意見

「窓口の夜間開放」、「窓口の休日開放」、「総合案内窓口の設置」、「職員の窓口対応態度や資質の向上」といった、窓口に関するご意見が寄せられました。

【考え方】

「窓口の夜間開放」については、平成17年度から、本庁の市民課、税務課、収税課、支所の住民課、総務課の窓口を月曜日から金曜日の午後6時30分まで時間延長して対応していますので、ご利用ください。

「窓口の休日開放」、「総合案内窓口の設置」、「職員資質の向上」については、市民の皆さんのご要望が非常に多いことから、専門の庁内横断

的なプロジェクトチームを結成し、窓口対応に関する改革事項を話し合う中で、具体的な結論を出したいと考えています。

同時に、夜間窓口の利用件数が現在のところあまり多くないため、費用対効果の面からより効率的な方法についても検討し、見直しを図っていきたく考えています。

ここに掲載したもの以外のご意見やそれに対する市の考え方は、

佐久市のホームページ

アドレス <http://www.city.saku.nagano.jp/> や、

市役所本庁の市民ホールにある行政資料閲覧コーナーに掲示してありますので、ぜひご覧ください。

これらの考え方に対してご意見があれば、

電話、電子メール、手紙等、どのような方法でも結構です。お寄せくださるようお願いいたします。

■お問い合わせ

企画課行政改革係 ☎62-2111 (内線438)

軽自動車等の異動手続きをお忘れなく

佐久市から転出をするときは

軽自動車税は、毎年4月1日が賦課期日で、軽自動車等の保管場所がある市区町村で課税になります。異動手続きをしないと、納税通知書が届かないことがありますので、軽自動車等をお持ちの皆さんは、各手続き場所へ、忘れずに届出をしてください。

佐久市から転出される場合で、原動機付自転車、小型特殊自動車をお持ちの皆さんは、市役所税務課市民税係、または各支所総務課税務係、各出張所にて、ナンバープレート返納の手続きをしていただき、転出先の市区町村にて再度ナンバープレートの交付を受けてください。

車種	手続きの場所	手続きに必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下のオートバイ) 小型特殊自動車 (農耕用作業車も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所税務課市民税係 ●各支所総務課税務係 ●各出張所 	<ul style="list-style-type: none"> ●ナンバープレート ●印鑑 ●標識交付証明書
軽四輪・軽三輪 軽二輪 (250cc以下のオートバイ)	最寄りの 自家用自動車協会	<ul style="list-style-type: none"> ●ナンバープレート ●印鑑 ●住民票 ●軽四輪・軽三輪の場合は、 車検証 ●軽二輪の場合は、 届出済証、自賠償保険証
二輪小型自動車 (250ccを超えるオートバイ)	最寄りの 運輸支局事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●ナンバープレート ●印鑑 ●住民票 ●車検証

平成18年度の軽自動車税の賦課期日は、

平成18年4月1日です。

異動の届出が遅れると、課税になりますので、次のような異動があった場合にも、上記の手続き場所へ、すぐに届出をしてください。

廃車・譲渡および譲受・所有者の死亡・ナンバープレートの紛失
車の主たる定置場の変更・盗難

◎年度の中で、廃車あるいは取得した場合でも、税額は月割りとなりません。

◇異動手続きに関する詳しいお問い合わせは、各手続き場所へお願いします。

■お問い合わせ

市役所税務課市民税係	☎62-2111	(内線389)
臼田支所総務課税務係	☎82-3111	(内線226)
浅科支所総務課税務係	☎58-2001	(内線29)
望月支所総務課税務係	☎53-3111	(内線112)
長野県自家用自動車協会		
佐久支部	☎67-4677	
川西支部	☎53-2531	
北陸信越運輸局長野運輸支局	☎050-5540-2042	(テレホンサービス)

119番通報

受付場所の変更について

現在、佐久市内から119番通報をすると、佐久地区は佐久消防署・白田地区は北部消防署・浅科・望月地区は川西消防署へつながりますが、平成18年4月1日から119番通報は、すべて佐久消防署へつながるようになります。

その際、コンピュータシステムで災害場所を確認するため、はっきりと住所番地や公民館などの目標物を伝えてください。

左記の電話番号で火災や救助がどこで起きているかを知ることができ、災害情報サービスも始まります。

今回の119番の統合により、迅速な災害現場の特定ができ、今まで以上の効率的な災害対応が可能となります。

◇火災・救助の
災害情報サービス
☎64-8638

佐久市で火災発生



119番通報

携帯119番通報

佐久消防署119番受付 災害場所の特定



出場指令

出場指令

出場指令



川西消防署



北部消防署



佐久消防署

管轄の消防署が
出場

お問い合わせ

佐久消防署

警防係

☎62-0119



全国春の火災予防運動

「あなたです 火のあるくらしの見はり役」

春の火災予防運動が3月1日から3月7日まで実施されます。

季節的に空気が乾燥し、強い風が吹き荒れるため、全国的に火災発生件数が多くなります。次のことに注意して火災予防に心掛けましょう。

- ◇風の強い日や乾燥した日には、土手焼きや火入れはしないようにしましょう。
- ◇火を取り扱っている場所を離れる時は、「消えただろう」、「大丈夫だろう」ではなく確認しながら確実に消火しましょう。
- ◇火入れ、土手焼き、大量の煙を出すときは、消防署に届け出ましょう。

■お問い合わせは最寄りの消防署へ

佐久消防署 ☎62-0119 北部消防署 ☎82-0119 川西消防署 ☎53-0119



市議会の仕組みを学習しました

2月9日、望月支所において、望月地区の児童生徒が参加して市議会の仕組みを勉強しました。

各小中学校の代表11人で行われた模擬議会では、統合小学校への提案などさまざまな質問が出され、三浦市長と三石教育長がわかりやすく答弁を行いました。

参加した児童生徒からは、「議会を身近に感じるようになった」、「議会の仕組みがよくわかった」などの感想が聞かれました。



炭焼き体験会が入沢で開催されました

2月4日・5日、今では、ほとんど見られなくなった炭焼き体験会が開催されました。この体験会は、入沢の「一步の会」(会長：渡辺一夫さん)が、子供達の健全育成や地域交流を図ることを目的に、青沼小学校やPTA・青少年健全育成会の協力を得て開催したもので、当日は親子あわせて50人あまりが参加し、薪割り・丸太きり・炭窯への着火・炭出し作業を体験しました。炭出しが終わった後、炭窯内の熱を利用してピザやパン・魚を焼いて食べ、ひと味違うそのおいしさに子供達の笑顔と歓声が山々に響いていました。



Vリーグ女子バレーボール佐久大会開催

2月4日、佐久市総合体育館でVリーグ女子バレーボール・久光製薬vs茂原アルカスとJTマーヴェラスvsシーガルの2試合が行われました。会場には約2,400人の観客が詰めかけ、全日本プレーヤーの竹下佳江選手や菅山かおる選手のトスやスパイクに盛んな声援と拍手を送っていました。



佐久市・佐久穂町行政区問題研究会が設置されました。

2月16日、野沢会館において、第1回「佐久市・佐久穂町行政区問題研究会」が三浦市長、佐々木佐久穂町長の出席のもと開催されました。

この研究会は、佐久市岩水区の飛び地問題の解消に関する研究を行うため、佐久市と佐久穂町が合同で設置したもので、今後は、区民の意向把握や区民への説明資料の作成など、岩水区の飛び地問題の解消に向けた研究を行っていくことになります。



第3期「佐久市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」(案)が報告される

2月7日、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会の工藤猛会長より、第3期「佐久市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」(案)が三浦市長に報告されました。



福祉有償運送運営協議会が設置されました

通常交通手段では外出が困難な障害者や高齢者に対し、福祉車両による有償送迎サービスの実施を予定している社会福祉法人やNPO法人などの適性を協議する福祉有償運送運営協議会が設置されました。



今井選手1,000m・20位！ 1,500m・34位！

トリノ冬季五輪スピードスケート男子に出場した今井裕介選手(白田出身)は、2月19日の1,000mで20位、22日の1,500mで34位という結果に終わりましたが、両日、佐久情報センターに応援に詰め掛けた市民からは、「よくやった」と大きな拍手が起こっていました。

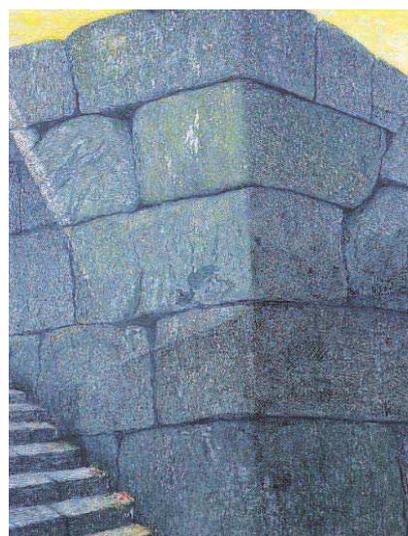
第20回佐久平の美術展

入賞・入選作品決まる

地域の美術公募展として20回目を迎えた「佐久平の美術展」の審査が、1月30日(月)、野沢会館で、土屋禮一、中島千波、山本貞、加藤豊の各審査員により行われました。応募作品111点(日本画24点、洋画85点、彫刻2点)から、16点の入賞を含む、101点の入選作品が決定しました。

みずみずしい木彫の作品が出品されて喜ばしい」との講評をいただきました。

展覧会は、審査員の先生の作品に加え、第20回を記念して第16回市長賞受賞作品8点を合わせて、只今開催中です。皆さんでご観覧ください。



日本画部門 市長賞
《刻 (1月25日)》高橋 譲治



洋画部門 市長賞
《浅麓の春》佐藤 明弘

昨年比べ応募点数は減少したものの、審査員の先生からは「平均的なレベルは上がった」との言葉が聞かれました。日本画部門の土屋先生は、「土地柄、人柄で誠実さのあまり、まじめに描きすぎ、日本画の絵の具の特性を生かせず絵の具を重ねすぎて色が疲れてしまっている」と、続いて中島先生からは同じように、「色彩の冴えを大切にするように」との講評がありました。

山本先生からは、「それぞれ個性に富んだ魅力があり地域の公募展にふさわしい作品群」と洋画部門の講評を、また、加藤先生からは「彫刻の点数は少ないが、

会期

2月25日(土)～3月12日(日)

会場

佐久市野沢会館

多目的ホール(1階)

時間

午前8時30分～午後5時

観覧料

無料 (主管 佐久平の美術展実行委員会)

入賞者

日本画部門

市長賞

高橋譲治 (上田市)

一刻(1月25日)

教育長賞

吉澤政敏 (佐久市)

「短日」

奨励賞

田中みよ子 (佐久市)

「シヨウウィンドー」

星野節子 (小諸市)

「爽風」

永井みさ子 (上田市)

「煌」

洋画部門

市長賞

佐藤明弘 (軽井沢町)

「浅麓の春」

教育長賞

増田登志子 (佐久市)

「いだく」

奨励賞

白田志保子 (佐久市)

「往診鞆Ⅱ」

奈良康子 (佐久市)

「海底に潜む」

依田賢治 (佐久市)

「浅間山麓」

依田直行 (佐久市)

「異次元に描く」

小澤平 (小諸市)

「幻(佐久志賀資料館から)」

小山忠幸 (小諸市)

「時を刻む神津牧場」

清水幸子 (御代田町)

「祈望」

大森信義 (立科町)

「老木」

彫刻部門

教育長賞

斉藤智史 (佐久市)

「ともぎ」

入選者

日本画部門

佐久市 荻原康弘、小野澤信子、小林とくよ、坂本ひろ子、佐々木多四郎、佐藤弘毅、中村美登里、吉澤千恵子

小諸市 甘利泰彦、荻原正世、黒崎睦、塩川佑子、寺尾喜恵

軽井沢町 柳沢立子

御代田町 青木昭人、桜井たか子、松本小百合

立科町 田中浩江

上田市 春原せつ子

洋画部門

佐久市 秋山恵、荒田正代、岩岡香代子、小栗よし、尾台邦紀、小林いづみ、小林宇志夫、小林功明、小林宜子、



日本画部門 教育長賞
《短日》吉澤 政敏

桜井千代枝、佐々木定子、清水文彦、大工原照富、高野家、鷹野則昭、田村康成、土屋貞子、中嶋勉、根澤まどか、林光子、船越卓、保母泰子、毛利定夫、山田恭愛、油井圭子、油井昌子

依田光恵、渡辺潤一郎
◆佐久穂町 加藤澄江、木内林子、中村芳枝、三石幸子
◆軽井沢町 岩井利恵子、木戸洋子、下山良範、高田アサフ、清、林裕、吉田二郎
◆御代田町 天野美知子、内堀稔、藤巻元美、茂木巨

◆上田市 大橋宣彦、滝之入海、塚田智子、吉沢重利
◆東御市 池田慈美、工藤信広、小宮山富子、小山真人、平岡芳枝、平田聡子、若林邦宏
◆真田町 関みね子、山岸紀子、山宮たけ子
■彫刻部門
◆佐久市 小平裕一
(順不同、敬称略)



彫刻部門 教育長賞
《ともき》齊藤 智史



洋画部門 教育長賞
《いだく》増田 登志子

「五郎兵衛用水」が認定されました

「疏水百選」とは

私たちの美田を潤す農業用水は、長い歴史の中で育まれ維持管理されていますが、過疎化・高齢化等によりその保全管理が課題となっています。

こうした現状から農林水産省は、日本の美しく豊かな「水・土・里」を育て維持し、次世代に継承していくため、「疏水百選」を実施しました。

疏水百選には、全国から499か所の応募がありました。五郎兵衛用水は、用水開削の歴史や長い間継承し育んできた地域の活動が評価され、百選の一つに認定されました。認定証は2月22日に東京で開かれた都市と農村の交流行事「オーライ！ニッポン全国大会」で農林水産大臣から授与されました。

「五郎兵衛用水の歴史」

五郎兵衛用水は、今から370年ほど前、不毛の草原を水田にしようとする市川五郎兵衛真親が私財を投じ、新田開発のため開削した全長約20キロメートルの水路です。

今のような土木機械や測量機器のない時代に人力だけで、片倉山(旧望月町)を320メートルもくり貫くトンネルを造るなど、想像を絶する一大プロジェクトでした。

その後、先人の偉業を維持発展させるため五郎兵衛用水土地改良区が中心となり、用水の保全など多くの土地改良事業等に取り組み、今では素晴らしい水田地帯となっています。

この水田地帯で収穫されたお米は、ブランド米「五郎兵衛米」として好評を博しています。



土を盛り上げて水路を通して「つきせぎ」

地域で安心して暮らせる社会の 実現を目指します

2月15日号で、4月から障害者自立支援法が施行されることについてお知らせしましたが、実際にどのような事業やサービスが行われるのかなどについて今号からシリーズでお知らせしていきます。

シリーズ第1回目は、「障害者自立支援法の概要」と「利用者負担の仕組み」についてお知らせします。

◆障害者自立支援法の概要

障害者自立支援事業（サービス）は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて実施できる「**地域生活支援事業**」と個々の障害のある方々の障害の程度などをふまえて個別にサービスが提供される「**自立支援給付**」に大別されます。

今号では、「**地域生活支援事業**」の事業内容について紹介し、次号で「**自立支援給付**」の制度内容について紹介していきます。

なお、障害者自立支援法に基づき、佐久市で実際に実施される新しい事業（サービス）については、平成18年度に策定を予定している、「障害福祉計画」で検討し、決定していきますので、今後広報等でお知らせします。

市町村

自立支援給付

市町村や事業者が
サービスを提供します

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 児童デイサービス
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助
（グループホーム）

自立支援医療

- (旧) 更生医療
 - (旧) 育成医療*
 - (旧) 精神通院公費*
- ※実施主体は都道府県等

補装具

障害者・
障害児

地域生活支援事業

都道府県

都道府県地域生活支援事業（都道府県が実施します）

特に専門性の高い相談支援や広域的な対応が必要な事業、その他サービスの質の向上のための養成研修などを行います。

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 など

支援

市町村地域生活支援事業（市町村が実施します）

障害者・障害児の保護者の方からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供などを行ったり、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付または貸与、障害者等の移動を支援するなど、各市町村が利用者の方々の状況に応じて次のような事業を行います。

● 相談支援事業

地域の障害のある方（身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児）の福祉に関し、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助など、必要な情報の提供および助言を行います。

● コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳などの方法により、障害のある方とその他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行います。

● 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある方に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、社会参加を促進します。

● 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行います。

● 地域活動支援センター事業

障害のある方に通ってもらい、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により事業を行います。

● その他の日常生活または社会生活支援

◆4月から利用者負担の仕組みはこう変わります

利用者負担は、「所得に応じた負担」から「サービス量と所得に応じた負担（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）」に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害（身体・知的・精神障害）共通した利用者負担の仕組みとなりました。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

◆利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)
定率負担	1 利用者負担の月額上限設定 (所得段階別)				
	2 個別減免		3 社会福祉法人が利用者負担軽減措置を行った場合の公費助成 (経過措置)		
	4 高額障害福祉サービス費 (世帯での所得段階別負担上限)				
	8 生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)				
食費・高熱水費	5 補足給付 (食費・光熱費負担を軽減)	従来より食費や居住費については実費で負担→新たな負担は発生しませんが、通所施設を利用した場合には、 7 の軽減措置が受けられます。	7 食費の人員費支給による軽減措置(3年間)		6 補足給付 (食費・光熱費負担を軽減)

1 月ごとの利用者負担には上限があります

- 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、 おおむね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が おおむね125万円以下の収入	24,600円
一 般	市民税課税世帯	37,200円

- なお、所得を判断する際の世帯範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

2 入所施設、グループホームを利用する場合、さらに個別減免があります

3 社会福祉法人等の提供するサービスを利用する場合、1つの事業所での月額負担上限額は半額になります

4 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じです

5 6 7 食費など実費負担についても、軽減措置が講じられます

8 生活保護への移行防止策が講じられます

- 入所施設(20歳以上)やグループホームを利用する場合、預貯金等(注1)が350万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。
- 具体的には収入は月額66,667円までの場合は利用者負担はなく、66,667円を超える収入がある場合は、超えた額の50%(収入が年金や工賃などであれば、3,000円控除のうえ、グループホームでは15%)を利用者負担の上限額とします。
- 通所サービス、入所施設等(20歳未満)、ホームヘルプについて社会福祉法人等(注2)が提供するサービスを利用する場合、施行後3年間は経過措置として、収入や預貯金等が一定額以下※であれば、社会福祉法人の利用者負担減免の対象になります。
- この場合、1つの事業所における上限額は、月額負担上限額の半額となります。通所施設を利用する場合には、低所得2であっても、7,500円となります。

区分	収入(年額)	預貯金等(注1)
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下

区分	1つの事業所あたりの月額負担上限額
低所得1	7,500円
低所得2	12,300円(通所施設利用の場合、7,500円)

※社会福祉法人利用者負担減免の対象となる収入・預貯金等の状況

(注1) 預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。

(注2) 原則、社会福祉法人ですが、その地域(同一市町村内)にサービスを提供する社会福祉法人がない場合は、他の法人でも認められます。

- 同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます(償還払い方式によります)。
- 例えば、低所得2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、24,600円が上限となります。
- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定することとしており(58,000円程度を想定)、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や60歳以上の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者は28,000円)が残るように補足給付が行われます。
- 20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて低所得世帯で50,000円、一般世帯で79,000円)となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。
- 通所施設などでは、施行後3年間、低所得の場合、食材料費のみの負担となるため、3分の1の負担となります(月22日利用の場合、約5,100円)。
- こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保障の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

佐久鯉まつりが5月4日(木)・5日(金)駒場公園を主会場に行われます。

第44回 佐久鯉まつり

出場者募集
出店者募集

■第19回 佐久鯉マラソン大会出場者

日時：5月4日(木)午前7時30分～
会場：駒場公園多目的グラウンド
種目：ファミリーの部…小学3年生以下と保護者（1組3人まで）2km
小学生高学年の部…小学4～6年生各学年男女別2km
中学生の部…男子5km・女子3km
一般の部…高校生男子・一般男子5km・10km
一般女子（高校生も含む）5km・10km
シニアの部…50歳以上3km

参加料：小・中学生800円、高校生1,500円、その他3,000円
申込：4月10日(月)までに観光課 ☎62-2111 (内線456) または体育課 (☎62-2020) へ直接、または郵送（現金書留・定額小為替）で参加申込書に参加料を添えてお申し込みください（消印有効）。



■第31回 ミス佐久鯉コンテスト出場者

日時：5月5日(金)午前11時～
会場：佐久創造館
資格：市内に在住・在勤、または南佐久郡在住の18歳以上（高校生を除く）の未婚女性
服装：和装・髪型自由
申込：4月21日(金)までに観光課 ☎62-2111 (内線456) へお申し込みください。
◆ミス・準ミスに選ばれた方には、ミス佐久鯉として公式行事・イベントなどに参加していただきます。

■佐久鯉まつり出店者

期日：5月5日(金)
会場：駒場公園中央広場
資格：佐久鯉まつりの趣旨に賛同し、佐久市観光協会または佐久商工会議所・各商工会・各商店会・佐久物産振興会に加入しており、主催者が適当と認めた者
出店料：電気・水道を必要とする場合各1万円ずつ
出店スペース：1店あたり間口3間・奥行2間のテントスペースとする
申込：3月13日(月)までに観光課 ☎62-2111 (内線456) へお申し込みください。



第14回大会 2006熱気球ジャパン Hondaダグランプリ第2戦 佐久バルーンフェスティバル2006

期日 平成18年
5月3日(水)～5日(金)

場所 **千曲川スポーツ交流広場**

今年も全国から色とりどりの熱気球が集まり、佐久の澄んだ大空のもとで熱い闘いを繰り広げます。

魚のつかみ取りやそば打ち体験など、楽しいイベントもめじろ押し!!

フライトスケジュール (天候により変更される場合があります)

3日(水) キッズ・デー

6:30～ ……開会式
6:30～ 9:00 ……第1競技フライト
8:30～15:00 ……係留/イベント
15:00～17:00 ……第2競技フライト

4日(木) ハートフル・デー

6:30～ 9:00 ……第3競技フライト
8:30～15:00 ……係留/イベント
15:00～17:00 ……第4競技フライト
19:00～19:30 ……夜間係留 (バルーンイリュージョン)

5日(金) 6:30～ 9:00 ……第5競技フライト
8:30～11:30 ……係留/イベント
12:00～ ……表彰式・閉会式

ボランティアスタッフ(高校生以上)募集中

大会をサポートしていただくスタッフを募集しています!

作業内容

■競技スタッフ ……競技結果を報告していただく「オブザーバー」と、選手のフライトをお手伝いしていただく「クルー」とがあります。どちらも選手と一緒に競技参加できる内容です。

■運営スタッフ ……メイン会場でのイベントのお手伝いや、係留バルーンの準備から運営までのお手伝いとなっています。

募集要項

■競技スタッフ ……18歳以上で自動車運転免許をお持ちの方

■運営スタッフ ……高校生以上の方

※競技スタッフ・運営スタッフ共に、20歳未満の方は保護者の承諾必要

オブザーバー講習会

3月26日(日) 9:00～16:00

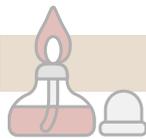
集合：農村環境改善センター (伴野1802-3)

講習会以外にも、地元の佐久熱気球クラブでは天気の良い日曜日の朝6時から10時頃まで、大会会場周辺にてフライト練習を行っています(見学自由)。

■お問い合わせ 観光課 ☎62-2111 (内線458)
<http://www.city.saku.nagano.jp/kankou-k/>

佐久市子ども未来館

お知らせ



科学体験工房

『春休み 毎日が実験教室』

下記の期間中は科学体験工房で、実験教室が毎日開催されます。1回の実験時間は15分から30分です。

さまざまな実験を用意していますので、たくさんの教室に参加して、不思議を体験してください。

期 間 3月18日(土)～4月2日(日)

時 間 午前10時40分～、午後1時30分～、午後3時～

定 員 各20人

申 込 当日科学体験工房でお申し込みください。



開 催 日	内 容
3月18日(土)	スーパーボールをつくろう
3月19日(日)	プラバンでアクセサリをつくろう
3月20日(月)	
3月21日(火)	化石のレプリカをつくろう
3月22日(水)	
3月23日(木)	星座早見盤をつくろう
3月24日(金)	
3月25日(土)	電池とコイルで磁石をつくろう
3月26日(日)	かんたんモーターをつくろう
3月27日(月)	宝石万華鏡をつくろう
3月28日(火)	
3月29日(水)	スプーンが奏でる鐘の音
3月30日(木)	
3月31日(金)	コップでスピーカーをつくろう
4月 1日(土)	
4月 2日(日)	振動でプロペラをまわそう

(注) 都合により別の実験になることもありますので、ご了承ください。

開館5周年記念特別企画展

『びっくり!ドッキリ! なるほどサイエンス PART-3』

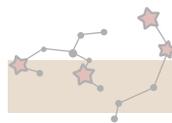
もしも、光速に近い速度で移動することができたなら、どのような景色が見えるのでしょうか? 光のドップラー効果やタイムマシン効果(時間の遅れ)など聞いただけでは想像しがたい現象を、バーチャルリアリティーを使って体験してみよう!



他にも、火山灰を噴き出す火山活動の様子を水中で再現した「噴火させてみよう」など、全7点を展示します。

期 間 3月4日(土)～5月7日(日)

会 場 企画展示室



プラネタリウム春季番組

ライブ番組 『春の星空と黄道十二星座』

テーマ番組

『黄金シャトルでいくミステリー世界』

ワールド OOPARTS～不可思議な遺物～

春の星空で見ることができる星座の紹介と、星占いに使う黄道十二星座にまつわるお話しをします。

また、遺跡などから発見された、当時の技術や知識のレベルを超えているような遺物「OOPARTS」(Out Of Place ARTifactS/場違いな工芸品・加工品という意味)が語る人間と宇宙のもうひとつの歴史をお楽しみください。

期 間 3月11日(土)～6月25日(日)

利用案内

開館時間: 午前9時30分～午後5時

休 館 日: 木曜日(木曜日が祝日の場合は開館)

通常は毎週木曜日が休館ですが、3月23日(木)と3月30日(木)は開館します。詳しくは佐久市子ども未来館までお問い合わせください。

☎67-2001 URL <http://www.kodonomiraikan.city.saku.nagano.jp>

日本宇宙少年団佐久分団 「新規分団員募集!」

科学が好き、宇宙が好きな仲間たちを募集しています。毎月1回程度、ペットボトルロケット(モデルロケット)などの製作・打ち上げや、化石の発掘、身近な材料を利用した科学実験(電気パン等)など、科学をテーマにした活動をしています。

詳しくは、子ども未来館内佐久分団事務局までお問い合わせください。



国民年金・厚生年金からのお知らせ

年金業務のサービス向上の一環として、社会保険事務所では次の取り組みを行っています。

■年金相談の時間延長と休日相談の実施

◆小諸社会保険事務所では通常時間に加え、次のとおり相談の時間延長を行っています。
(当面は18年3月までです。4月以降は決まり次第お知らせします)

- 毎週月曜日は午後7時までの時間延長（月曜日が休日の場合は火曜日）
- 第2土曜日の年金相談会の実施（午前9時30分～午後4時）
- 平日相談時間は、午前8時30分から午後5時までです。

■年金裁定請求書を事前にお送りします

- 社会保険業務センターが老齢基礎年金を受給できると確認できるものに限って、年金裁定請求書を事前にお送りすることになりました。
- 老齢基礎年金を受けるためには、原則として、厚生年金・共済組合の加入期間、国民年金の保険料納付期間（第3号期間を含む）、国民年金の保険料免除等を合計して25年以上あることが必要です。
- 裁定請求書には、基本事項（基礎年金番号、氏名等）および年金加入期間が印字されています。同封されている「年金を請求されるみなさまへ」をよく確認のうえ必要事項を記入し、必要書類を添付し、社会保険事務所に提出してください。戸籍・住民票は、60歳または65歳の誕生日の前日以降の発行であることとなっていますのでご注意ください。
- 60歳以降に年金を受ける権利が発生する方には「老齢年金のお知らせ」のはがきが送られます。また、受給資格期間が確認できなくて25年にならない方には「年金加入期間の確認について」のはがきを送られます。いずれも60歳の3か月前です。

■年金についての相談（平日の8時30分から午後5時まで）

小諸社会保険事務所 … ☎0267-22-1080 年金電話相談センター …… ☎0267-24-4165
ネンキンダイヤル …… ☎0570-05-1165 佐久市役所国保年金課年金係 … ☎62-2111（内線255）

イベント Event

●おもしろ教室「望遠鏡を作って土星を見よう」受講生募集のお知らせ

簡単な組み立てキットで小型の望遠鏡を自作し、土星



を見る企画です。小さいながらもちゃんと環も見えます。自分の手で作った望遠鏡で見る土星の姿は感動的です。大勢の皆さんの参加をお待ちしています。

日時 3月18日(土)午後4時～7時

会場 うすだスタードーム

内容 小型望遠鏡の製作と土星の観望

参加料 大人400円/小中学生200円

望遠鏡キット代金 1台2,500円

定員 30人（先着順）

申込・問合せ 3月12日(日)までに
うすだスタードーム(☎82-0200)へ

●五郎兵衛記念館企画展～依田稼堂（よだ・かどう）展～

依田稼堂は、五郎兵衛新田村の出身で、明治時代の初めに東京浅草の鱸松塘（すずきしょうとう）塾で漢詩・漢文を学び、帰郷後、岩村田・桜井・野沢・前山で塾を開きました。門人は、佐久地方を中心に千名余りといわれており、その中には、若き日の比田井天来も含まれていました。

今回の企画展では、依田稼堂の事績を中心に、明治期の佐久地方の文化活動を振り返ります。

期間 3月17日(金)～26日(日)

期間中は毎日開館します。

開館時間 午前9時～午後5時

会場 五郎兵衛記念館

入館料 無料

なお、五郎兵衛記念館では、毎月第2木曜日の午後7時30分から古文書を読む会を開催しています（参加費無料・テキスト代実費）。参加希望者は、記念館へ申し込んでください。

申込・問合せ 五郎兵衛記念館(☎・☎58-3118)

スポーツ Sports

●第39回佐久市強歩大会参加者募集



期日 4月15日(土)～16日(日)

雨天決行

行程 葦崎市葦崎小学校～佐久市総合体育館 78km

参加資格 中学生以上

定員 1,000人（先着順）

参加料 3,500円

受付 2月15日(水)～3月24日(金)

※定員になり次第締め切ります。

申込 所定の申込用紙（体育課にあります）に参加料を添えてお申し込みください。

問合せ 体育課（佐久市総合体育館内 ☎62-2020）

●**国税専門官募集～大学卒業程度～**

国税局や税務署において、法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、国税に関する調査や指導などの事務を行う国税専門官の採用試験を次のとおり実施します。

受験資格 ①昭和54年4月2日～昭和60年4月1日生まれの者

②昭和60年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者(1)大学を卒業した者および平成19年3月までに大学を卒業する見込みの者(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

受付 4月3日(月)～4月14日(金)
(4月14日消印有効)

申込 関東信越国税局へ

なお、申込書の提出は、できるだけ郵送(配達記録)にしてください。持参する場合の受付時間は、土日を除く午前9時から午後5時までです。

第1次試験 6月11日(日)

◇教養および専門試験

第2次試験 7月24日(月)～27日(木)

◇人物試験および身体検査

問合せ 最寄りの税務署または関東信越国税局人事第二課試験係(〒330-9719 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 ☎048-600-3111)

お知らせ
Information

●**「岩下の踊り念仏」が行われます**



市の無形民俗文化財にも指定されている「岩下の踊り念仏」が次の日程で行われます。

日時 3月21日(火)午後1時～

会場 岩下公民館(春日)

問合せ 文化財課(☎68-7321)

●**3月のつどいの広場**

乳幼児連れの親たちが気軽に集い、語り合い、交流ができる場です。お気軽にお出掛けください。

時間 全会場午前9時～午後2時

■**佐久市保健センター(毎週原則月・火・金曜日)**

3月1日・3日・6日・8日・9日・13日・15日・16日・20日・23日・24日・27日・29日・31日

■**切原保育所内地域子育て支援センター(毎週月・火・木曜日)**

3月2日・6日・7日・9日・13日・14日・16日・20日・23日・27日・28日・30日

■**浅科保健センター(毎週月・水・金曜日)**

3月1日・3日・6日・8日・10日・13日・15日・17日・20日・22日・24日・27日・29日

■**望月総合支援センター(毎週原則月・水・木曜日)**

3月1日・2日・6日・10日・13日・16日・18日・20日・23日・27日・29日・30日

問合せ 児童課児童係(☎☎・内線213)または各支所保健福祉課児童係

●**図書館休館のお知らせ**

市内4図書館に同一の管理システムを導入し、どの図書館でも4館の図書資料の貸出、返却等が可能なネットワーク化の準備を進めています。

つきましては、「蔵書点検」および「コンピュータネットワーク化準備」のため、4館を休館させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

休館期間 3月16日(木)～28日(火)

問合せ 中央図書館(☎67-2111)

●**緑に関するアンケート調査のお願い**

市では、「緑の基本計画」を策定するにあたり、市民の皆さんの意向を反映させることになりました。市内在住の20歳以上の方の中から無作為に抽出させていただいた2,000の方にアンケート調査票を送付いたしますので、ご協力をお願いします。

問合せ 都市計画課(☎☎・内線356)

●**4月以降の「レストハウス美笹」貸付に係る公募について**

次の要件で、「レストハウス美笹」の貸付希望者を公募します。貸付を希望する方は、観光課で配布する「公募要領」および「賃貸借仕様書」を確認されたうえで、必要書類を提出してください。

貸付物件 「レストハウス美笹」および建物付常設設備ならびに施設用地
所在地 前山1905番地1311

資格要件 佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科村商工会、望月町商工会のいずれかの会員で、貸付物件を飲食店業務(一般食堂)および旅館業務またはどちらか一方の施設として営業できる認可・許可等の手続きが取れ、市税等を完納している方

申込期間 3月6日～3月17日

※「公募要領」「仕様書」等は、3月1日から観光課で配布します。

申込・問合せ 観光課施設係(☎☎・内線457)

●**戦没者等のご遺族の皆さんへ
第8回特別弔慰金の申請はお済みですか**

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた3親等内の親族

問合せ 福祉課庶務係(☎☎・内線278)または各支所保健福祉課福祉係

相談コーナー Advice

●行政相談

期日 3月15日(水)
時間 午後1時～4時
会場 浅科支所
期日 3月18日(土)
時間 午前9時30分～正午
会場 あいとびあひ田
期日 3月24日(金)
時間 午後1時～4時
会場 望月支所
問合せ 庶務課庶務係 (☎☎・内線495)

●厚生・国民年金、社会保険相談

期日 3月22日(水)
時間 午前10時～午後3時
会場 佐久商工会議所
相談は、小諸社会保険事務所の相談員が行います。また、国民年金保険料の納入もできます。
問合せ 国保年金課年金係 (☎☎・内線255)

●心配ごと相談

3. 7(火)	午後1時30分	佐久市老人福祉センター
3.14(水)	}	あいとびあひ田
3.28(火)		4時

※平日の午前9時から午後5時まで、福祉総合センター (☎66-3441) (要予約) でも相談に応じています。

●結婚相談

3. 1(水)	午後1時30分	望月総合支援センター
3. 8(水)		浅科保健センター
3.15(水)	}	あいとびあひ田
3.22(水)		4時

※平日の午前9時から午後5時まで、福祉総合センター (☎66-3441) (要予約) でも相談に応じています。

●交通事故巡回相談

期日 3月10日(金)・24日(金)
時間 午前10時～午後3時
会場 佐久地方事務所

●家庭児童相談

■家庭児童相談室(祝日を除く)
日時 (月)～(金)、午前9時～午後4時
相談員 黒岩子ども特別対策推進員
相談電話 ☎☎・内線214

■各児童館

日時 (月)～(金)、午後1時～4時
相談員 各児童館長

●教育相談

■教育委員会教育相談室(祝日を除く)
日時 (月)～(金)、午前9時～午後4時
相談員 スクールメンタルアドバイザー
電話相談

学校教育課教育相談室(☎☎・内線369)
臼田教育振興課教育相談室(☎☎・内線249)
浅科教育振興課教育相談室(☎☎・内線45)
望月教育振興課教育相談室(☎☎・内線272)

■中学校相談室(休校日を除く)

◇午前…9時30分～正午
◇午後…1時～4時

●浅間中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後
相談員 志摩アドバイザー
直通相談電話 ☎67-7250

●野沢中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後
相談員 堀田アドバイザー
直通相談電話 ☎62-2551

●中込中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後
相談員 森山アドバイザー
直通相談電話 ☎62-6810

●東中学校

期日 (月)・(木)の午後、(火)の午前
相談員 佐藤アドバイザー
直通相談電話 ☎67-7366

●臼田中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後
相談員 原アドバイザー
直通相談電話 ☎82-2130

●浅科中学校

期日 (火)・(金)の午後、(木)の午前
相談員 佐藤アドバイザー
相談電話 ☎58-2101(代)

●望月中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後
相談員 小林アドバイザー
直通相談電話 ☎53-3330

●不動産評価等の無料相談会

不動産評価に関することなどについて、不動産鑑定士が無料で相談に応じます。

日時 4月3日(月)午前10時～午後4時
会場 野沢会館1階 102号会議室
内容 不動産評価に関すること、不動産に関すること全般
問合せ (社長)野県不動産鑑定士協会 (☎026-225-5228)

募集 Classifieds

●「夢ケーキデザイン大賞」募集

市内の洋菓子店で構成する「信州佐久ケーキ職人の会」では、「記念日」をテーマとして、夢ケーキのデザインを募集しています。

応募要項 はがき裏面にカラー(画材は、問いません)でデザインし、表面には、氏名・住所・電話番号・年齢・職業(学年)・あなたがデザインしたケーキを食べてもらいたい有名人をご記入の上、応募先までお送りくださるか、ケーキ職人の会加盟店にお持ちください。

プロアマは問いません。お一人様何通でも応募できます。

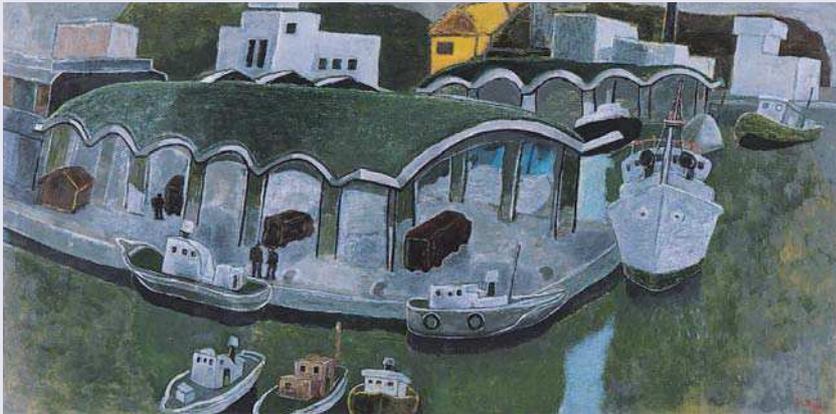
夢ケーキデザイン大賞(5点)に選ばれた方にはデザイン通りのケーキをプレゼントします。

なお、当選の発表は、ケーキ職人の会より直接お電話にて連絡後、封書をお送りします。

また、デザイン大賞ケーキの受賞式および応募作品の展示は、4月9日(日)午後1時から3時30分まで野沢会館2階ホールにて行います。

応募締切り 3月24日(金)必着
応募先 佐久商工会議所「夢ケーキ」係(佐久市中込2976-4)

問合せ 佐久商工会議所 (☎62-2520)



そうしん
「早晨の港(焼津)」

1980年 91.5cm×182.5cm 板、油彩
第16回主体美術展(1980年東京都美術館)

てらだまさあき
寺田政明

明治45年～平成元年(1912～1989)
福岡県出身 主体美術協会会員

おもちゃのような漁船と、モスグリーンの海面、唐突に映り込んだ青空も現実が感じられず違和感が無い。一瞬そう思っていると、すでに水揚げが終わり喧騒から開放され静まり返った市場に立ち話をしている漁師がいて驚いた。鳥や動物、樹木などに寄り添い、それらの声となってきた作家だから、現代文明に生きる漁師の哀愁、戸惑いにも愛着を持って描いているのだろうか。

大正8年(1919)、7歳のとき右足を怪我、障害が残る。入院中病院の庭で絵を描く若い医師の姿を見る。昭和2年(1927)九州画学院に入学。昭和3年(1928)八幡市出身で二科会に出品していた画家北川実を頼り上京、渋谷代々木八幡に下宿。小林萬吾主宰の同舟舎(どうしゅうしゃ) 絵画研究所に学ぶ。昭和4年(1929)下谷区谷中に転居。昭和5年(1930)太平洋美術学校に本科生として学ぶ。昭和8年(1933)豊島区長崎仲町に転居。太平洋近代美術研究会、独立美術協会、紀紀会、NOVA美術協会、池袋モンパルナス、アヴァン・ギャルド芸術家クラブ、池袋芸術家クラブ、エコール・ド・東京、創紀美術協会、美術文化協会、新人画会。寺田政明を語るこれらの単語は、美術用語辞典にも載っていない単語が多くある。フォーブ、シュルレアリスム、アヴァン・ギャルド、プロレタリアと昭和初期の激しい時代に画家としてスタートした寺田の培った抵抗精神は、昭和40年代から多くなった海辺、港等の題材を、柔らかな丸い輪郭で描きながら強靱な形態と強い精神力を感じさせる。

昭和22年(1947)板橋区前野町(通称ひぐらし谷)に転居。自由美術家協会から主体美術協会へ移る。

(文中の敬称は略させていただきます)

この作品は「自然の美を描く一心のふるさとを求めて」展(4/9まで近代美術館で開催中)に出品されています。

お問い合わせ 近代美術館 ☎67-1055

3月

コスモホール

(財)佐久市文化事業団
(☎82-3962)

日・曜	会場	催し物	主催者・問合せ
12日(日)	大	バレエ発表会	セガワバレエアカデミー ☎0268-22-8703
24日(金) 25日(土)	大	瀬間千恵 シャンソンコンサート	佐久コンサート協会 ☎66-3922
26日(日)	大	東信童謡・唱歌をうたう会 15周年記念コンサート	東信童謡・唱歌をうたう会 ☎0268-42-2659

■休館日は月曜日です

ただし、月曜日が祝日の場合は開館し、翌日が休館となります。

催し物の詳細につきましては、主催者までお問い合わせください。★大は大ホール、小は小ホール、全は全館です。

2006年3月1日発行(毎月2回/1日・15日発行)

発行/佐久市(〒385-8501 長野県佐久市中込3056) 編集/企画部広報広聴課(TEL0267-62-2111 FAX0267-63-1680)